

◎新潟県教育委員会告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年12月28日

新潟県教育委員会

教育長 池田 幸博

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称  
新潟県政記念館
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称  
新潟市中央区上大川前通9番町1268番地2  
新潟県政記念館運営グループ  
（ 株式会社新潟ビルサービス ）  
（ 新潟市上古町商店街振興組合 ）
- 3 指定の期間  
平成31年4月1日から平成33年3月31日まで
- 4 指定年月日  
平成30年12月21日